

福岡県公報

令和六年一月十六日
第四百六十三号
増刊
①

目次

規則(第一号)

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(税務課)……………一

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年一月十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第一号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の表福岡県博多県税事務所の項中「千代一丁目二〇番三二号」を「博多駅東一丁目一七番一号」に改める。

附則

この規則は、令和六年三月二十五日から施行する。